

議会だより

第 154 号

平成30年5月



「元気な声で、ハイイ!!!」

4月4日（水）につくし保育園で入園式が行われました。

先生から名前を呼ばれた園児たちは、元気な声で、手を上げて返事をしていました。

- 第1回定例会で審議して決まったこと … P.2
- 平成30年度予算を可決 …………… P.4
- 一般質問 …………… P.5
- 委員会の活動報告 …………… P.9
- 議会のうごき …………… P.10

平成30年度各会計予算など可決



第1回定例会

平成三十年第一回乙部町議会定例会が三月七日招集され、会期を九日間と決めました。本定例会は、平成二十九年一般会計・各特別会計の補正予算をはじめ、乙部町個人情報保護条例の一部改正についてなどを審議し、いずれも原案どおり可決しました。

また、一般質問では田中議員、寺島議員、安岡議員の三名が質問に立ち、町政に対する考えをただし、三月十四日閉会しました。

審議して決まったこと

条例の改正

■乙部町個人情報保護条例の一部を改正する条例の件

「行政機関の保有する個人情報に関する法律」の改正に伴い、乙部町個人情報保護条例の一部を改正したものです。

■乙部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件

国民健康保険の都道府県化に伴う、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令等により、国民健康保険条例の一部を改正したものです。

■乙部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件

特別職の委員の名称や報酬額を変更する改正を行ったものです。

■乙部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件

時間外勤務手当の算定において、寒冷地手当を基礎数値に算入すべきとする是正勧告が他市町村であり本町においても改正すべく、本条例の第十三条に寒冷地手当を加える改正を行ったものです。

■乙部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件

国民健康保険の都道府県化に伴う国民健康保険税について、「北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する費用に充てるための課税額」と規定する改正を行ったものです。

■乙部町介護保険条例の一部を改正する条例の件

介護サービスの需要の増加や新たなサービスの開始により、介護保険料の増加が見込まれることから、負担の軽減を図るための改正を行ったものです。

■乙部町指定地域密着型
サービス事業の人員、
設備及び運営に関する
基準を定める条例の一
部を改正する条例の件

本条例に、共生型地域
密着型通所介護の事業の
基準を追加するなどの改
正を行ったものです。

■乙部町指定地域密着型介
護予防サービスの事業の
人員、設備及び運営並び
に指定地域密着型介護予
防サービスに係る介護予
防のための効果的な支援
の方法に関する基準を定
める条例の一部を改正す
る条例の件

本条例に、身体的拘束
などの適正化を図るため
の措置を講ずる基準を追
加するなどの改正を行っ
たものです。

■乙部町指定介護予防支
援等の事業の人員及び
運営の基準等に関する
条例の一部を改正する
条例の件

乙部町指定介護予防支援
等の事業の人員及び運営の
基準等に関する条例に、当
該指定の特定相談支援事業

者を追加するなどの改正を
行ったものです。

■乙部町文化財保存セン
ター設置条例の一部を
改正する条例の件

旧栄浜中学校校舎の老朽
化により、姫川ふるさと体
験館に文化財保存センター
を移転するため条例改正を
行ったものです。

■乙部町バリアフリー移
住体験住宅に係る指定
管理者の指定の件

乙部町公の施設に係る
指定管理者の手続きに関
する条例に基づき、指定
管理者の候補者を選定し、
議決したものです。

条例の制定

■乙部町指定居宅介護支
援等の事業の指定並び
に人員及び運営に関す
る基準等を定める条例
の制定の件

指定居宅介護支援等の
事業の人員及び運営に関
する基準が改正されたこ
とから、当該基準省令に
従うべき基準及び参酌す
べき基準に独自基準を加

え、制定したものです。

専決処分

■平成二十九年度乙部町一
般会計補正予算(第五回)

本年一月十一日から
十三日にかけての大雪と
積雪により、当初見込ん
でいた除雪費用に不足が
生じたため、早急に予算
措置を行い除排雪対策に
万全をきす必要があった
ことから、二千五百万円
を追加する専決処分をし
たものです。

補正予算

■平成二十九年度乙部町
一般会計補正予算の件
(第八回)

歳入では、各事務事業
費の確定等にかかる国・
道支出金及び町債の調整
などを行い、歳出では、
各事務事業の確定等によ
る減額調整などを行い、
九千六百九十二万六千円
を追加し、歳入歳出それ
ぞれ三十七億五千五百十五
円としたものです。

■平成二十九年度乙部町国
民健康保険事業特別会計
補正予算の件(第三回)

歳入では、国庫支出金
において療養給付費の追
加などを行い、歳出では、
国保都道府県化に伴うシ
ステム改修が終了したこ
とに伴う執行残及び北海
道クラウド負担金の確定
による減額などを行い、
二百七十五万一千円を追
加し、歳入歳出それぞれ
六億四千六百七十七千円
としたものです。

■平成二十九年度乙部町
介護保険特別会計補正
予算の件(第三回)

保険事業勘定の歳入で
は、事務費に係る一般会
計繰入金等の減額など、歳
出では、事務費の不要額
に伴う総務費の減額など
四十三万三千円を減額
し、歳入歳出それぞれ
五億五千六十二万三千円
としたものです。

に伴う余剰額を予備費に
追加するなど、百五十七万
四千円を追加し、歳入歳
出それぞれ二億七千六百
二十三万四千円としたも
のです。

■平成二十九年度乙部町
簡易水道事業特別会計
補正予算の件(第二回)

歳入では、昨年十二月
十二日の強風により破損
した豊浜浄水場修繕に伴
う建物災害共済金の追加
などを行い、歳出では消費
税納付金の確定による公
課費の追加などを行い、
十一万五千円を追加し、
歳入歳出それぞれ一億二
千四百七十七万八千円とし
たものです。

■平成二十九年度乙部町
公共下水道事業特別会計
補正予算の件(第二回)

歳入では、下水道新規
接続に係る分担金及び負
担金の追加などを行い、
歳出では、施設維持管理
委託料の減額などを行
い、二百四万二千円を減
額し、歳入歳出それぞれ
一億七千四百万円とした
ものです。

■平成二十九年度漁業集
落排水事業特別会計補
正予算の件(第二回)

歳入では、各種費用の
確定により一般会計繰入
金の減額などを行い、歳
出では、基金利子の確定
に伴う積立金の追加など
を行い、百四十三万七千円
を減額し、歳入歳出それ
ぞれ四千七百十三万四千
円としたものです。

■平成二十九年度乙部町国
民健康保険病院事業会計
補正予算の件(第二回)

収益的収入では、医業
収益の減額など、収益的
支出では、医業費用にお
いて診療及び給食材料費
などの追加を行ったもの
です。

資本的収入及び支出で
は、企業債償還元金の確
定に伴う他会計出資金・
負担金の減額や医療備品
購入額の確定に伴う建設
改良費の減額などを行っ
たものです。

諸般の報告

第一回定例会において、
会議に先立ち、議長から
次の事項について報告が
なされました。

- ・ 監査委員からの例月出納
 検査報告
- ・ 北海道町村等監査委員協
 議会第七十一回定例会
 での決議事項の報告
- ・ 各常任委員会の閉会中の
 調査事件の報告

閉会中の継続調査

・ 各常任委員会の閉会中の
 継続調査の申し出があ
 り、決定されました。

■総務民教常任委員会

〔調査事件〕

①緊急避難路の維持管理
 状況について

■産業建設常任委員会

〔調査事件〕

①ビニールハウスの被害
 状況について

檜山管内議員研修会
開催される



二月七日、檜山町村議会議長
会が主催する議員研修会が、厚
沢部町町民交流センターで開催
されました。

研修会では、午前中は『韓国・
北朝鮮の今』と題し、北海道新
聞報道センターの松本創一氏が
講演し、朝鮮半島の情勢を紹介
しました。

午後からは『地域防災力の向
上の取り組みについて』と題し、
北海道開発局の遠藤達哉氏が災
害への備えについて講演しまし
た。

出席した議員は、熱心に耳を
傾けていました。

平成30年度
予算を可決

平成三十年第一回定例
会に、平成三十年度一般
会計をはじめ、各特別会
計予算が提案され、予算
審査は議長を除く議員全
員による予算特別委員会
(明石修二委員長)を設
置し、委員会に付託、慎重
に審査を重ねた結果、原
案どおり可決し、本会議
に報告しました。

一般会計では、伊藤鉄
吉議員、安岡美穂議員が
賛成討論を行い、全ての
会計予算が原案どおり可
決されました。

予算の詳細につきまし
ては「広報おとべ」五月
号に掲載されていますの
で、省略します。

一般質問

第一回定例会で三名の議員から、将来展望を見据えた地域振興と「まち」づくりについて、「乙部町公共施設等総合管理計画」の現状について、子育て支援について、農業問題についての質問がありました。

① 将来展望を見据えた地域振興と

「まち」づくりについて

田中義人 議員



① 開始貸借対照表と連結財務諸表の作成及び今後の方針について

地方公共団体の会計制度は予算の適正・確実な執行を図る観点から、単式簿記による現金主義会計を採用、予算・決算制度として現金収支に着目した会計処理を原則としています。一方、地方公会計では財政の透明性を高め、より適正に市民の皆様さんや議会等に説明するため、現金主義会計では把握できかねる情報、例えば資産・負債のストック情報、見えにくいコスト情報等々について、現

との整合性をどのように考えているのか、町長の所信を伺います。

弁 答

財務状況を連結し

財政の透明性を高める

寺島町長

現金主義会計の補完として財務諸表の整備・検討がなされ、当町においても平成二十八年度決算審査特別委員会の審査過程で平成二十八年三月三十一日現在のB/S開始貸借対照表が提示され、町が保有する資産・負債・純資産などについて述べられています。今後、町が関与する団体などについても一つの行政サービスの実施主体として連結財務諸表の作成が求められているが、現金主義会計の補完として未だ多くの課題があるとされる中で、地方公会計として現行の会計基準

地方公共団体の会計制度は、現金収支を基準とした単式簿記による現金主義により行われていきます。この会計制度では、資産や負債のストック情報、コスト情報や資金の使われ方など現金主義では把握できないものが数多くあり、資産管理を含めた財政状況の把握が困難でした。

このため、地方分権を進める中で財政状況を早期に把握し、財政の健全化及び再生のため、平成十八年に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定されました。資産収支だけでなくストックにも着目し、公営企業、一部事務組合や第三セクター等の会計も対象とする新たな指標を導入し、地方公共団体の財政の全体像を明らかにする制度となつていきます。

② 積立金の運用と今後の在り方について

係るB/S開始貸借対照表上から、町が保有する資産の実態が示され、各基金の現在高は総額四十億円超とされ、さらに平成二十八年度の決算時においても、行財政の効率化・適正等々で得られた実質収支の黒字額の発生を目的に合致した基金へ積立され、昨年の第四回定例会において決算認定されているところでもあります。

自治体が保有する基金の在り方については、国の機関である総務省と財務省がそれぞれの立場から議論がなされていることは、周知のとおりであります。町の財政力が確かであり、さらなる財政基盤を構築するためにも、将来展望に立脚した制度の確立が求められていると考えます。基金の保有額が一定水準満たされている状況から基金の在り方について一考し、新たに「子育て支援基金」あるいは「少子化対策基金」なるもの

を設置し、恒久的な制度として確立することが強いのは、雇用の創出などを生み出す移住・定住の促進に繋がり、地域の活力と地域経済の振興発展がなされ、人口減少の歯止めにもなり得るものと考えますが、いかがでしょうか。

弁 答

国の動向も視野に入れ
検討していく
寺島町長

基金には、財産の維持や必要資金の積立てのために設置される積立基金と、定額の資金運用のために設置される運用基金に大別され、当町には財政調整基金をはじめ、十八種類の基金が設置されています。国は、基金の保有残高を理由に地方財源を削減しようとしています。これらの基金は過去における行財政改革による経費の削減、各種補助制度や辺地・過疎債など交付税措置のある地方債を活用した中で、将来の歳出増加への備え等で積み立ててきたもので、単に財政に余裕があつ

てのものとは認識していません。

ご質問の子育て支援対策や各種の政策的な事業は、現段階では過疎債のソフト事業や特別交付税措置のあるものを中心に実施しておりますので、これらの制度を活用できる間は基金ではなく、通常予算で対応することとしております。

なお、子育て支援のようには福祉や医療、教育などに對する支援は短期間で終えることのできないもので、その実施に当たってはしっかりとした制度設計、安定した財源を確保する必要が有ることから、田中議員が言われる「子育て支援基金」のような、事業目的に合った基金の設置についても考え、今後、町全体の基金の在り方については、国の動向も視野に入れながら、検討する必要がありますと考えております。



質問

① 「乙部町公共施設等総合管理計画」の現状について

寺島 努 議員

公共施設等の現状と将来の見通しを把握し、施設の更新や統廃合、寿命化等についての方向性や考え方を定めることを目的として、「乙部町公共施設等総合管理計画」が策定されて一年が経ちました。

計画の進行管理を行う体制や町民の計画理解への環境づくりについての現状や、さらには今後、計画を推進するにあたっての方策について以下の点をお尋ねいたします。

- ① 計画の進行管理を行うにあたっての部署・人員について
- ② 町民周知・公共施設の長寿命化の意識向上への方策について
- ③ 公共施設の民間活用についての展望について
- ④ コスト管理への職員意識の向上への方策について

弁 答

維持管理の平準化を図り
適正な管理に努める
寺島町長

インフラ系公共施設は時間の経過とともに老朽化し、大規模改修等が必要となつてきており、厳しい財政状況の中で、これらの課題への対応が求められています。

公共施設等総合管理計画は、こうした現状を認識したうえで、町が保有する公共施設を的確に把握し、今後どのように対処していくべきか、その基本方針を定めたものであります。この計画では、使用目的を果たし維持管理に多額の経費が掛かり、危険性のある施設については供用廃止を検討し、利用ニーズのあるものについては大規模な改修や部分的な補修を行い、長期間利用することとしております。



公共施設の進行管理は財産管理部署で一元管理を行うとともに、常に横の連携を密にし、行政目的別施設の維持管理はその所管で行っております。公共施設を用いたサービス提供は、住民と行政の相互理解や共通認識の形成、さらに施設の清掃など協働を促進する環境づくりに努めているところであります。

公共施設の民間活用については、指定管理者制度や集会所等の維持管理を自治会等に委託するなど、効率的で質の高い公共サービスの提供や民間のノウハウを活用したサービスの質の充実、コスト削減が図られているところであります。

今後とも、公共施設の維持管理については、職員のコスト管理を日常的に徹底させ、維持管理費の平準化を図りながら、単一年度に多額な財政負担とならないように、また、町民ニーズの低下を招かないように配慮しながら、計画的かつ適正な管理に努めてまいります。

質問

①子育て支援について

安岡 美穂 議員



ここ数年、少子化対策として各種支援が進められていて、新年度から妊婦健康診査の他、その交通費も予算化されました。次の点について伺います。

① 子ども医療費無料化について、当町においても高校生（入院）まで無料化が実施されていて、子育て世代には大変よろこばれている。この際、初診時の一部負担（580円）の廃止をし、前面無料化していく考えはないか伺います。

② 子どもの医療費助成にかかわる国民健康保険の国庫負担の減額調整（ペナルティ）は今年度、未就学児までが廃止されたが、これは全面的に廃止すべきと思う。地方6団体でも国に対し要請しているとのこと。市町村の努力にペナルティはないと思うがいかがでしょうか。

③ 国民健康保険料（税）

の子どもの「均等割」の減免は考えられないでしょうか。

④ 就学援助制度の入学準備金が入学前に支給、または予定されている道内小中学校は約五割強に達しています。当町は昨年度から七月支給を四月支給に改善されたが、この件は入学前の準備に必要なことであり、このために特別に予算が必要とするものではなく、考え方一つで解決することです。

町当局と教委とよく検討し、入学前に支給されるよう子育て支援策の一環として考えられないでしょうか。

答 弁

身の丈に合ったバランスある
行政を進めたい
寺島町長

子ども医療費につきましては、道の乳幼児等医療給付事業に基づき実施しており、道が入院及び通院を就学前まで、入院

を小学生までとしている対象を、当町では入院及び通院を中学生まで、入院は高校生までに拡大して実施しております。また、自己負担につきましても、道の基準が町民税課税世帯の三歳以上の子に対し総医療費の一割、三歳未満児及び非課税世帯が初診時一部負担金のところを、当町では全対象に拡大し、初診時一部負担金のみ負担していただいているところでございます。

乙部町の全ての子どもたちが、健やかに成長することが一番の願いであることは言うまでもございませぬ。この一部負担金のみで済んでいる医療費は、町民の皆様にご理解いただく中で納めていただく保険料と町民の税金で賄われるものであります。保険者の方々からは、いつでも安心して、病院にかかると喜んでいただいているところであります。今後とも町民の負担増に対する理解を得ながら、初診時の一部負担も含め現行の助成制度を続けてまいりたいと考えます。

また、保護者に対しましては、乳児健診や予防

接種等の機会を通じ、疾病予防に対する意識を高め、この助成の趣旨、この分は町民が負担してくれていることをご理解いただいたうえで、適正受診、医療費抑制についても周知してまいります。

子ども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置は、子ども医療費の減免措置実施の判断が地方自治体において独自に行われる形となっており、限られた公費の公平配分の観点から、当該自治体が負担すべきとの考え方に基づくものであります。しかしながら、全ての市町村が未就学児までは何らかの助成を実施していることから、平成三十年度より未就学児までを対象とする医療費助成には、減額措置を行わないこととなっております。

今後は都道府県化に伴い、国庫負担金については道が行うこととなりますが、減額調整は上乘せの自治体に対して何らかの形で国民健康保険事業納付金に反映されるものと思われまます。当町への影響等については、今後

の推移を注視していかねければならないと思っております。

国民健康保険の子どもに係る均等割を減免した場合、その減額分を他の人の保険税に被せるか、または「平等割」「所得割」に振分けることとなります。乙部町においては、子どもさんのおられる家庭は、子ども医療費の無料化で保険税以上のメリットを得ており、更に減免との考えは、子どもさんのない家庭の保険税の増加となり、ダブルでの不公平感が生じることになり、バランスを欠くこととなります。町民がお互いそれぞれ相手の立場も理解しつつ、身の丈に合った自助、共助、公助のバランスある町行政をこれからも進めてまいりたいと考えます。



答 弁
教育支度金等の活用を
検討していただきたい
杉江教育長

就学援助制度につきま
しては、経済的理由で就
学が困難と認められる児
童生徒の保護者に対し、
義務教育に必要な学用品
費などの費用の一部を援
助する制度であります。

新入学児童生徒の準備
金については、昨年、平
成二十九年度において、
従前七月に支給してきた
ものを四月に支給する改
善をしたばかりでありま
す。また、平成二十九
年度は児童生徒四十九人
に対し、総額約三百七十
万円を支給したところで
あります。

現在、平成三十年度の
支給にあたって、就学援
助認定に関わって認定申
請のあった世帯の収入状
況を調査中であります。
認定申請の状況でありま
すが、申請件数二十六世
帯、小学校二十六人、中
学校十七人の計四十三人
となっており、うち小学
校新入学児童は四人、中
学校新入学生徒は二人で
あります。要保護者への

援助については、二分の
一の補助率で国庫補助さ
れておりますが、準要保
護の就学援助については、
平成十七年度以降、地方
財政措置により、町が単
独で実施しております。

現在の就学援助費の認
定にあたっては、前年度
所得に基づく当該年度の
住民税申告終了後、保護
者の了解を得た中で、税
務課に調査を依頼して四
月上旬に判定をし、その
後、判定終了後に支給と
いうことになっております。

三月以前に前倒しして
支払うべきとの質問です
が、対象者はあくまで前
年度の入学者であり、前
年度の所得により判定す
るもので、所得確認は事
実上不可能と考えており
ます。しかも、児童生徒
の入学前の転出、支給後
の転入の取り扱い、更に
は国の基準単価が新年度
になって通知されるため
に、この時期に認定及び
交付を行うことについて
は、考えておりません。
昨年も認定作業を制度上
でできる限り早く進め、
四月に支給したことを理
解し、喜んでいただいた
ところであります。

なお、乙部町では小学
校新入学児童全員に対し
て、更に祝い金を支給し
ているところであります。
また、
就学援助制度以外にも貸
付制度があり、低所得者
世帯向けに社会福祉協議
会が窓口となっておりま
すが、生活福祉資金貸付
制度の中で教育支度金も
ありますので、そういった
もののご活用について
も必要に応じて検討して
いただければと考えてお
ります。

町政はあなたのために
— 議会を傍聴しましょう —

- 町議会の定例会は、年4回開催されます。
- 町議会の臨時会は、必要に応じて随時開催されます。

★★★ 次の定例会は、6月です ★★★

質 問
② 農業問題について
安岡 美穂 議員

農業の担い手、後継者
育成はこの町の大きな課
題の一つであり、具体的
にどのような考え方で行
われるのか。

新作物はどのように考
えているか伺います。

答 弁
各種支援により
サポートしていく
中嶋産業課長

担い手対策・後継者育
成については、乙部町農
業に共通する課題である
ことは十分認識しており
ます。乙部町の農業の現
状を見ますと、稲作農家
においては三十代・四十
代が中心となり、基盤整
備事業等を活用した中で、
経営の効率化・規模拡大
を進め、営農を継続して
いることから、今後も安
定した農業経営が行われ
るものと考えております。

一方、ビニールハウス
等の施設営農を除く畑作
については、農業再生プ
ランの推進により、比較
的に安定経営を維持して

来ましたが、参加農家の
高齢化等により、プラン
参加農家も毎年減少して
来ており、再生プランの
見直しを視野に入れて、
新たな農業施策の構築に
ついて考えて行かなけれ
ばならないと考えており
ます。

具体的な対策をどう考
えているかと言う質問で
すが、今後は個人経営以
外に農業生産法人による
農業経営を視野に、農地
の保全・農業生産の維持
に努めて行かなければな
らないと考えております。
また、法人の設立により、
担い手対策・後継者対策
の一助になる可能性も見
込めるものと考えており
ます。

次に新規作物への取組
みですが、町としてこれ
まで、さつまいも・里芋
ニンニク・ほうれん草・
枝豆等の試験栽培を農家
と共に試みましたが、な
かなか良い結果が得られ
ませんでした。農家も、
新規作物への取組みにつ



委員会の活動報告

いては、相当なリスクを考へて取り組まなければならぬことから、収量的、價格的に安定しているイチゴ・アスパラに依存している現状がありま

す。ただ、昨年新たな取り組みとして、町外企業が乙部町で農業生産法人を立ち上げ、農業経営を行いたいとの考へのもと、町内農業者の協力を得て、梅干の原材料となる「南高梅」やその他食材の試験栽培に取り組んでいま

す。「南高梅」に関しては、これからの生育状況により作付面積の拡大も考へております。その他作物についても、大学との連携の中で新たな有機栽培の取組みの計画も進んでいると同時に新たな製品開発も進めており、今後の展開を見守って行きたいと考へております。

このような試みが、地域農業の新たな展開に繋がればと考へているところですが、町として基盤整備をはじめとする各種支援により、これからも積極的に農家をサポートして参りたいと考へております。

閉会中に行われた各常任委員会での所管事務調査結果が、第一回定例会に報告されましたので、その要旨をお知らせします。

総務民教常任委員会

■調査の経過

平成三十年一月二十三日総務課及び国保病院関係職員の出席を求め、資料及び現地で説明を受け調査した。

■調査の結果又は概要(意見)

①国保病院の経営状況について

国保病院の経営状況について、事務長から平成二十九年度診療収入調定内訳書及び決算見込みの説明を受け調査を実施した。

入院患者数については、前年度と比較し大きく伸びているが、外来患者数が減少しており、全体の診療収入は昨年度と比較して若干上回っているものの、最終的には、損益勘

定で約四千三百万円の純損失の決算見込みとなっている。今後、医業費用の見直しなど、損失を圧縮し収益を上げるため経営努力をして行くことを確認した。

病院経営を取り巻く環境は、医療費の抑制策や医療環境の多様化など厳しさを増している中において、町民の健康と安心を守るための医療サービスを提供しており、特に、医師四人(常勤二人、非常勤二人)体制による充実した医療体制が確立されており、町民の健康を守る拠点として、国保病院の果たす役割は大きく、これからも医療体制の充実をはじめ職員間の連携を図りながら、病院経営の健全化に努めるとともに安定した診療体制の維持・充実を図りたい。

②歯科診療所の施設状況について

歯科診療所の施設整備状況及び概要について、総務課長から説明を受け、その後開院予定の「乙部せきデンタルクリニック」の現地調査(見学)を実施した。

地域の医療体制を確保し町民の健康と福祉の増進を図るため、昨年六月定例町議会でも可決成立した「乙部町開業医誘致条例」について、助成対象施設である歯科診療所の開設に伴い、院内の整備状況を確認するため、開院前であるが院長先生から院内の機械設備などについて、聞き取り調査を行い、助成金の使途や成果等を確認した。

開院前の準備など、多忙中にも拘らず院長先生から、最新鋭の医療機器、

土・日曜日の開院方針や診療時間等について、丁寧な説明を受け、平成三十年二月一日の開院に向け、順調に準備が進んでいることが確認できた。

今後、町民の健康を守るための「まちの歯医者さん」的な診療所として期待したい。

産業建設常任委員会

■調査の経過

平成三十年二月十五日建設課及び総務課地域振興対策室関係職員等の出席を求め、資料及び現地で説明を受け調査した。

■調査の結果又は概要(意見)

①移住体験住宅の活用について

本施設は、地方創生拠点整備交付金事業を活用し、移住・定住を促進するため、館浦地区に2LDKと3LDKの移住体験住宅二棟を整備したもので、平成三十年四月から利用を開始する予定である。

今回、施設内のテーブ

ル・椅子や冷蔵庫など備品等も整い、利活用に供する前に整備状況を把握するため、視察調査を実施した。

結果、住宅施設内は地場産の木材を在来工法で仕上げ、全てバリアフリーで身障者等利用者にやさしく配慮された設計となっており、他地域の体験住宅との差別化を図っているのが特徴で、今後、マスコミなどを巻き込んだ情報発信等PRの工夫に努め、多くの利用者が訪れることを期待したい。

② 町有施設改修工事の進捗状況について

本工事は、上記施設と同様、地方創生拠点整備交付金事業を活用し、地域資源を活かし新たな商品開発により地域の活性化を図るため、クラフトビル製造工場として既存町有施設の改修整備を行うもので、現在、建築電気、機械工事が急ピッチで進められており、三月中旬の完成で予定ある。また、並行して醸造機

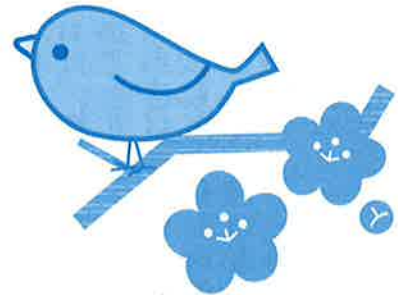
械設備の設置など内部テナントについても、民間主導で工事が行われており四月中に完成予定。五月からの操業（醸造）開始を目指している。

施設完成後は、民間企業が中心となり、製造・販売を行う予定で、特に、地元ミネラルウォーター（湧水）を利用するなど、地元産にこだわった製品を目指しており、今後、町内の各種イベントへの製品提供をはじめ、販路・販売の拡充など、官民一体となった拠点施設としての運営を期待したい。



議会のうごき

- H29.12.15 第28回明るい職場の集い
- H30. 1. 1 平成30年乙部町新年交礼会
- H30. 1. 3 平成30年乙部町消防団出初式
- H30. 1.12 平成30年第1回乙部町議会臨時会
- H30. 1.18 檜山町村議会議長会・役員会（江差町）
- H30. 1.23 総務民教常任委員会（閉会中の継続調査）
- H30. 2. 7 平成29年度檜山管内町村議会議員研修会（厚沢部町）
- H30. 2.15 産業建設常任委員会（閉会中の継続調査）
- H30. 3. 2 総務民教常任委員協議会・常任委員会
- H30. 3. 2 産業建設常任委員協議会・常任委員会
- H30. 3. 5 議会運営委員会
- H30. 3. 7 平成30年第1回乙部町議会定例会



※この欄は議長や議員が出席した行事についてお知らせしています。



平成三十年第一回定例会が三月七日招集され、会期八日間で閉会しました。

平成三十年度町政執行方針・教育執行方針が示され、三名の議員が一般質問を行いました。

新生活を始められた方も多くおられると思いますが、体調管理には十分注意しましょう。

今年度も、議会の様子を「分かりやすく・読みやすく」をテーマに編集に努めてまいりますので、町民の皆さんのご意見をお聞かせ下さい。

【議会だより編集委員】

- 委員長 明石修二
- 副委員長 工藤智司
- 委員 安岡美穂
- 委員 寺島努

